

山形県環境教育推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）第8条の2第1項に規定する環境教育等推進協議会として、山形県環境教育推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、法第8条の2第1項に規定する事項を処理するほか、環境教育に関する施策に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、県教育委員会、学校教育及び社会教育の関係者、関係する県民、民間団体等、学識経験者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、環境エネルギー部環境企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月15日から施行する。

参考：環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

(都道府県及び市町村の行動計画)

第8条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2～6 (略)

(環境教育等推進協議会)

第8条の2 行動計画を作成しようとする都道府県及び市町村は、行動計画の作成に関する協議及び行動計画の実施に係る連絡調整を行うための環境教育等推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 行動計画を作成しようとする都道府県又は市町村
- 二 当該都道府県又は市町村の教育委員会
- 三 学校教育及び社会教育の関係者
- 四 関係する国民、民間団体等、学識経験者その他の当該都道府県又は市町村が必要と認める者

3 都道府県及び市町村は、前項第四号に掲げる者を決定するに当たっては、公募の方法により行うよう努めるものとする。

4 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重するとともに、行動計画の実施に関し、相協力して、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に努めるものとする。

5 主務大臣は、行動計画の作成及び実施が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。